

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ - 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3 箇条 12 12.2 12.2.1 12.2.3.1	箇条 11 接地の準備 11.3 7.1.2 によって分類する取外し可能な面をもつボックス及びエンクロージャ 7.1.2 によって分類する取外し可能な面をもつボックス及びエンクロージャは、1 か所以上のねじで固定し電氣的に接続する構造でなければならない。 箇条 12 構造 12.2 蓋、カバー、カバープレート又はそれらの部品 12.2.1 一般 感電保護のための蓋、カバー、カバープレート、保護膜などの部品は、効果的に適切に配置しなければならない。 12.2.3.1 一般 非ねじ式固定の蓋、カバー又はカバープレートの取付けができるボックス又はエンクロージャは、工具、鍵及びねじを使用せずに取り付けられる構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.6	12.6 可とうケーブル以外の用途の入口をもったボックス及びエンクロージャ 規定で分類するボックス及びエンクロージャの入口開口部には、電線の機械的保護を目的として次のいずれか又は両方の導入が可能でなければならない。 ー ボックス又はエンクロージャに接続する電線管又は適切な附属品 ー ケーブル保護カバー	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 表示 8.1 ボックス及びエンクロージャには、次の項目を表示しなければならない。 a) 製造業者又は責任ある販売業者の、名前、商標又は識別表示 さらに、エンクロージャには、次の項目を表示しなければならない。 b) 危険な箇所への接近、及び外来固形物の侵入による有	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					害な影響に対する保護等級を示す第一特性数字。第一特性数字が4 (IP4X) よりも大きい場合は、第二特性数字も表示する。、等	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1 13.1.2 箇条 15 15.5	箇条 13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.1 耐劣化性 13.1.2 グロメット、ブランクプラグ、入口の膜及び保護膜は、確実に固定しなければならず、通常の使用状態で発生する機械的及び熱的なストレスによって動いてはならない。 箇条 15 機械的強度 15.5 天然ゴム製、合成ゴム製又はその両方の混合物製のエンクロージャの圧縮試験 規定のボックス及びエンクロージャは、通常の使用において予期される力に耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.3 13.3.1	箇条 13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.3 水の有害な浸入に対する保護 13.3.1 IPX0 よりも高い保護等級をもつエンクロージャは、公表する IP コードの保護等級に従った水の有害な浸入に対する保護を備えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 20	箇条 20 耐食性 金属製のボックス及びエンクロージャは、十分な耐食性をもっていなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.4 箇条 13 13.1 13.1.1	箇条 11 接地の準備 11.4 接地端子ねじ ボックス及びエンクロージャとともに提供又は一体となっている接地端子のねじは、規定するトルクを加えたとき、すり減ってはならない。 箇条 13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.1 耐劣化性 13.1.1 絶縁材及び複合素材でできたボックス、エンクロージャ、グラウンド、グロメット及び取外し可能な膜は、劣化しないものでなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 感電保護 ボックス及びエンクロージャは、製造業者又は責任ある販売業者の指示に従って組み立てた上で配置し、通常の使用状態に取り付けたとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1 11.2	箇条 11 接地の準備 11.1 露出導電性部分をもつボックス及びエンクロージャ 露出導電部をもつボックス及びエンクロージャは、低抵抗の接地手段又は接地手段のための附属品を準備しなければならない。 11.2 7.2.2.2 及び 7.2.2.3 によって分類する絶縁材でできているボックス及びエンクロージャ 7.2.2.2 及び 7.2.2.3 によって分類する絶縁材でできているボックス及びエンクロージャは、規定の接続性能をもつ接地目的のためのねじ止め端子及び接地用当て金をもたなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1	箇条 14 絶縁抵抗及び耐電圧 14.1.7.1.1、7.1.3 及び 7.1.4 によって分類するボックス及びエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。	
第九 条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18	箇条 18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電氣的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材の部分及びその劣化が安全性を損なうおそれがある絶縁材の部分は、異常な熱及び火災によって過度の影響を受けてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャ等は電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と考える。
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1	箇条 12 構造 12.1 一般 ボックス及びエンクロージャには、シャープエッジがあってはならない。製品を使用するときに通線する部分又は部品接続する部分に、過度な障害又はシャープエッジがないように、内面のモールドラインからばりを除去しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12	箇条 12 構造	
				12.2.2	12.2.2 ねじ式固定 ねじで固定する蓋、カバー又はカバープレートの取付けができるボックス又はエンクロージャは、適切なねじで固定できなければならない。	
				12.10	12.10 ねじの固定 蓋、カバー、カバープレート、電気アクセサリ、端子、接続器具、張力除去装置などのねじによる固定手段は、これらの手段が、取付け時又は通常の使用時に発生する機械的なストレスに耐えるように設計及び製造しなければならない。	
				箇条 13	箇条 13 耐劣化性及びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護	
				13.1	13.1 耐劣化性	
				13.1.2	13.1.2 グロメット、ブランクプラグ、入口の膜及び保護膜は、確実に固定しなければならず、通常の使用状態で発生する機械的及び熱的なストレスによって動いてはならない。	
			箇条 15	箇条 15 機械的強度		
			15.1	15.1 一般 ボックス及びエンクロージャは、取付け時及び通常の使		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 16 16.3.1	用時に生じる機械的ストレスに耐え得る十分な強度がなければならぬ。 箇条 16 耐熱性 16.3.1 機械的強度 7.2.2.2 及び 7.2.2.3 によって分類する絶縁材のボックス及びエンクロージャは、高温において十分な機械的強度がなければならぬ。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャ等は、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源が

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						ないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャ等は、電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1	箇条8 表示 8.1 ボックス及びエンクロージャには、次の項目を表示しなければならない。 — IP コードは、エンクロージャを通常の使用状態に取り付けて配線したときに容易に識別できるエンクロージャの外側に表示する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ — 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.2	8.2 ボックス及びエンクロージャへの表示は、耐久性があり、容易に読み取れなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—